条例許可
行商

業種別　手続案内

熊本県独自の営業許可の廃止に伴う

新たな営業届出の手続きが必要です！

食品衛生法が改正され、令和３年６月１日から新たに「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。許可の切り替え手続きが必要になる場合がありますので、資料をご確認ください。

このパンフレットは、熊本県特定食品衛生条例に基づく行商の許可をお持ちの方に作成しています。

上記営業許可は食品衛生法改正により営業届出になります。

・今後の流れ

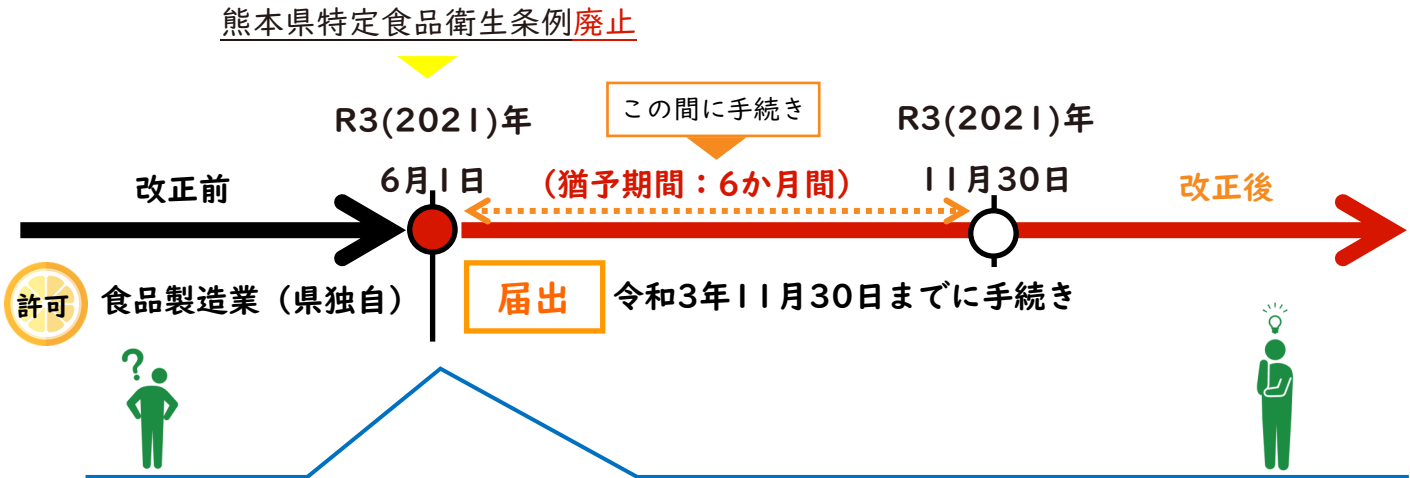

1. 今の許可はどうなるの？

・熊本県独自の許可は令和３年５月 31 日で廃止されます。

・ただし、６か月間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず令和 3 年 11 月 30 日まで営業できます。

2. 法改正後はどうなるの？

・令和３年11月30日までに届出手続きが必要です。

3. どんな手続きをすればいいの？

→別紙「食品衛生申請等システムの利用方法」へ

【オンライン】アカウント取得 ▶ 【オンライン等※】申請情報登録 ▶ 保健所からの受付確認のメールを受信

※窓口での手続きも可能です。

あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

熊本市保健所食品保健課　TEL:096-364-3188

【法改正後の行商はどんな営業？何が販売できるの？】

営業届出の種類	定義、例など
行商	店舗を持たず、菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売する営業。

【これまでの許可】

取り扱い可能な食品：アイスクリーム類、魚介類、魚肉ねり製品、豆腐類の４種類

【食品衛生法改正後】※届出の手続きを行った場合

取り扱い可能な食品：菓子、アイスクリーム類、魚介類、魚介類加工品、豆腐、豆腐加工品、弁当類、ゆで麺類、そうざい等を取り扱うことができます。

【 現行の許可では、このような許可証を持つ方が対象です。】

①行商の許可

第　0000　号

行商許可証

住　　所　熊本市中央区〇〇

氏　　名　熊本　太郎

生年月日　昭和 60 年 1 月 1 日生

取り扱う食品の種類　豆腐類

許可の有効期間　令和 3 年 5 月 31 日から

平成 8 年 5 月 31 日まで

平成 3 年 5 月 31 日交付

熊本市保健所長　肥後　太郎

写真

②取り扱う食品の種類

・アイスクリーム類

・魚肉ねり製品

・魚介類

・豆腐類　のどれか

③有効期限が平成33年

(令和3年)5月31日以降のもの